

横浜市教育委員会  
臨時会会議録

- 1 日 時 令和3年7月26日（月）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（なみき18・19）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

# 教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年7月26日（月）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項  
新型コロナウイルス感染症への対応について  
東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて  
市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について
- 3 請願等審査  
受理番号10 市立高等学校の歴史教科書採択に関する請願書  
受理番号11 2021年度教科書採択に関する要望書
- 4 審議案件  
教委第17号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症拡大防止のためマスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。6月24日の会議録の署名者は、森委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、7月9日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 一般報告・その他報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて

○市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について

教育次長の小椋です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係、教育委員会関係の主な会議等ともに、前回の教育委員会定例会から本日までの間の報告はございません。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、2点目ですが、「東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて」、3点目ですが、「市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について」、報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉淵教育長

報告が終了いたしました。何か御質問等ございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康  
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告をいたします。

まず、「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回7月7日報告以降の教職員の感染者は13人、児童生徒の感染者は97人、感染者が発生した学校は合計86校です。

なお、連休前の7月20日現在ですが、昨年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は174人、児童生徒の感染者が1,036人の合計1,210人、感染者が発生した学校は392校となっています。

下の表、グラフのとおり、学校からの報告を基にした学校関係者の感染状況については、このところ新規感染者が急増しています。

また、区福祉保健センターの判断に基づき、感染者が所属する部活動や学級を対象とした念のためのスクリーニング検査を実施するため、一部、学級閉鎖等をした学校がありました。

市立学校は先週より夏季休業に入っていますが、部活動や大会等も継続しておりますので、引き続き、感染対策の徹底を図ってまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。

続きまして、「2 まん延防止等重点措置の延長（「神奈川版緊急事態宣言」の発令）について」御報告いたします。

資料2ページを御覧ください。

現在、神奈川県では、「まん延防止等重点措置」が8月22日まで延長され、更に7月22日から「神奈川版緊急事態宣言」が発令されてございます。

市立学校においては、7月21日から8月26日まで夏季休業期間となっており、これまでもガイドライン順守や教職員の健康管理の徹底等の対応を継続してございます。

このたびの「神奈川版緊急事態宣言」発令に伴う神奈川県教育委員会からの要請に基づき、市立学校には以下の四角囲みで示している対応について通知をしております。

「1 部活動等における感染防止対策の徹底」ですが、「共用部分の消毒の実施、換気の徹底、身体的距離の確保。」、「熱中症の恐れがある場合、熱中症対策を優先し、感染症対策を講じた上でマスクを外す。」、「発熱等の風邪症状が見られる場合は、登校せずに休養し、医療機関の受診を勧奨。」、「部活動前後の食事や集団での移動の際も感染防止対策を徹底。」、「下校時は寄り道せず直帰すること、下校途中での飲食はしないことの徹底。」

「2 教育活動外の行動に係る指導」ですが、「夏季休業期間中の感染リスクの高い行動の自粛、不要不急の外出を控える。」

「3 家庭における感染防止対策に係る協力依頼」ですが、「県境を超える移動についての自粛が要請されていることを踏まえ、家庭での感染予防について協力を依頼。」

なお、下の米印ですが、2、3につきましては、教職員についても特に留意し、同様の対応としております。御報告は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

大塚委員

御説明ありがとうございました。

学校の方でも4月からまた新しい年度になって、一生懸命取組を行い、新型コロナウイルス感染症対策、そして、夏に入ってから熱中症も併せてということで、本当に御苦労されていらっしゃると思います。

併せて、校医の皆さま方との連携も、各学校が深く取られて、そして、また、夏休み明け、マスクについても体育時、どのようにしていくかということについては、本当に深く考えていかれることだろうと思います。この場面では、マスクを外しても良いですよなど、どういった指導になるのか。この場面は外しますというと、本当にマスクの取り外しの強要にもなってしまいますから、そういっ

た細やかな部分で子どもたちの気持ちを配慮しながら、あとは、子どもたちの健康状態は一人ひとり違うので、そこをしっかりと見ていただきたいなと思っております。

また、マスクについても、恐らく各学校で、校内でどのように対応していこうかということも夏休み明けの前に準備なさっていらっしゃるのではないかなと思いますので、そういった学校にもぜひ支援、アドバイス等を教育委員会事務局の方でよろしくお願ひしたいなと思います。意見です。

鯉淵教育長

よろしいでしょうか。

森委員

御報告ありがとうございます。

「学級閉鎖等をした学校がありました」と、お話がありましたけれども、学級閉鎖はどのぐらいの数なのでしょうか。

前田人権健康  
教育部長

お話しした学級閉鎖等をしたケースでございますけれども、今日の御報告の中で幾つか補足をさせていただきますと、例えば、中学校の部活動で発生したケースがございました。部活動の生徒が1名陽性になりまして、その同じ所属する部活動全員と、それから、顧問の教員、合わせて18名について、部活動を休止して、スクリーニング検査を実施しました。結果的には陰性ということであったわけですが、そのような状況がありました。

もう一つは小学校ですけれども、このケースは学級閉鎖で、1名のお子さんが陽性となり、翌々日にもう1名違うクラスのお子さんが陽性となりました。短期間で複数の感染者が出たということで学年を閉鎖し、区福祉保健センターと相談の上、学年全員のスクリーニング検査を実施して、こちらも全員陰性という結果が出ています。念のために幅広く取っているということもあろうかなと思っております。

そういったケースがこのところ2、3件ありました。

全体で、昨年の学校再開以降の全校の臨時休校は81校ですけれども、一部、今お話ししたとおり、学級閉鎖や学年閉鎖をしたというような場合は64校となっております。そのような状況です。

森委員

ありがとうございます。例えば、低学年で学級閉鎖になりますと、保護者の方が休めないケースもあるかと思ひます。かといって、いろいろな居場所に行くこともできないですし、御自宅で低学年が1人で過ごすということもあるのかどうか、そういった困り事や、拾っていることというのは何かありますでしょうか。

前田人権健康  
教育部長

本当に森委員のおっしゃるとおり、突然のお休みということになりますので、保護者の方、また、関係の皆さまにも御迷惑をかけることがあるかなと思ひますが、昨年度以降ずっと見ていて、もうこれは誰もが感染する可能性があるし、また、いつ自分もかかるかもしれないということで、人権上の配慮を含めてお話をしているところです。そういったことで例えば、こちらの教育委員会事務局の方や、学校方面事務所の方へ、学校に対して何か御意見があるということは特に聞いておりません。理解を得ながら取組を進めているところではないかと思ひます。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員	<p>夏季休業に入るわけですがけれども、この間も、もし御家庭で発生が出たら、それを学校に報告するような仕組みはきちんとあるのか、また、もし報告があった場合に、ほかの御家庭にそれをお知らせするような決まりはどのようになっているのでしょうか。その辺のところだけ確認をさせてください。</p>
前田人権健康 教育部長	<p>これから夏季休業に入ります。そして、学校の方は、この後、閉庁期間にも入ってまいりますので、閉庁期間前、若しくは閉庁期間後の夏季休業中は、これまでと同じように、感染者が出た場合には保護者から学校へ、又は、教員から学校へ報告をするという形は変わりありません。その上で、区福祉保健センターと対応していくという形になろうかなと思います。</p> <p>一方、閉庁期間になりますと、学校が閉じてしまいますので、これについては、発生があった場合は、第一義的に保護者が学校教育事務所の電話番号に報告をしていただくこととなります。その上で、学校教育事務所の方から学校の管理職と連絡を取り合っ、区福祉保健センターの方と連携をして、例えば、必要な場合には疫学調査を行ったりするなど、適時に対応する形となっています。</p> <p>いずれにしても、これまでの部分と、閉庁期間の特別なパターンについては、昨年度も行っていますので、丁寧に対応していきたいと思っています。</p>
鯉淵教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかに御質問がなければ、「東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて」所管課から御報告いたします。</p>
石川学校教育 企画部長	<p>学校教育企画部長の石川でございます。「東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて」所管課から説明させていただきます。</p>
根岸小中学校 企画課長	<p>小中学校企画課長の根岸です。「東京2020オリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて」御報告いたします。</p> <p>前回教育委員会定例会では、口頭での御報告でしたが、今回、大会組織委員会の方から正式な通知がありましたので、改めて御報告させていただきます。</p> <p>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、以下、組織委員会と申しますが、こちらから販売する学校連携観戦チケットを活用して、児童生徒等の観戦に向けた準備手続きを進めてまいりました。</p> <p>しかし、令和3年7月8日に、政府が東京都へ緊急事態宣言発出を決定し、同日、政府、組織委員会などによる五者協議が開催され、オリンピック競技大会での東京都内での無観客での開催が決定されました。</p> <p>また、当該決定を踏まえて、神奈川県を含む関係自治体等連絡協議会において、自治体ごとの観客の取扱いが協議され、横浜スタジアムや横浜国際総合競技場などの神奈川県の会場についても無観客での開催が決定されました。</p> <p>7月12日付で組織委員会から神奈川県を通じて「学校連携観戦の中止」が通知されたことを受けて、本市においても児童生徒等の観戦を中止いたしました。</p> <p>参考の表は、観戦を中止した児童生徒等のチケット枚数について、競技、セッションごとに表したものになります。</p> <p>野球、ソフトボール、サッカーで小学校、中学校、高等学校合わせて2万4,261枚をキャンセルいたしました。当該チケットの代金の支払いは完了しておりますが、今後、組織委員会からの指示により、返金の手続きを進めてまいります。</p> <p>なお、現時点で返金手続きは、大会終了後から11月末までの予定とされており</p>

ます。報告は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

四王天委員

確認をさせていただきたいのですが、返金手続きについてなのですが、この返金の請求先がどちらになるのかということと、その返金の返金率、例えばチケットを一度申し込んでも、よく、手数料など引かれて、例えば80%しか返金されないということがあるのですが、そのようなものがどうなっているのかということの確認だけをお願いいたします。

根岸小中学校  
企画課長

返金手続きの先は、大会組織委員会に手続きを行うことになっております。そして、返金の割合ですけれども、ほぼ全額が返金される予定であると聞いております。

鯉淵教育長

ほかにごございますか。

森委員

7月12日に中止の連絡を発出したということだと思うのですが、そこからの連絡で非常に短い時間で学校の方も調整をしなければいけない状況だったのかなと思います。特に、こういったトラブルがあったなど、その調整が直前になったことによって、学校でこんな調整の困難があったということが、もしあれば教えてください。

根岸小中学校  
企画課長

調整については、事前からなかなか実施が厳しいという状況も分かっているところもありましたので、逐次、情報提供をしながら、もしかしたら中止ということもあり得るということを前提に準備を進めてまいりましたので、特に困ったというような情報については、こちらの方には入っておりません。

森委員

分かりました。ありがとうございます。

鯉淵教育長

ほかにかがででしょうか。  
よろしければ、次の、「市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について」所管課から御報告いたします。

古橋教職員人  
事部長

教職員人事部長の古橋でございます。「市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について」御報告の方をさせていただきます。  
内容につきましては、教職員労務課長の方から御説明いたします。

大木教職員労  
務課長

教職員労務課長の大木でございます。資料を御覧いただければと思います。  
「市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について」でございます。現在、横浜市の新型コロナワクチンの接種では、優先接種対象として基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者の接種を進めていますが、夏休み期間中にも接種ができるよう、新たに、集団接種会場における優先接種対象者を拡大し、市内在住の教職員等を接種の対象とする旨、健康福祉局から通知がございました。  
これによりまして、横浜市教職員、約2万4,000人のうち、約8割に当たる市内在住者に対して優先接種を実施し、市外在住者には、国に申請済みの職域接種による実施の準備を進めてまいります。  
なお、特別支援学校につきましては、既に神奈川県による福祉施設等の従事者

向けの集団接種が実施されておりまして、市立学校の教職員についても対象となっております。

図を御覧ください。市立学校教職員の新型コロナワクチン接種の図でございますが、左側に横浜市の優先接種対象者が約2万人、右側が教育委員会による職域接種対象者約4,000人を記しております。特別支援学校につきましては、先ほど申し上げましたが、神奈川県福祉施設等の集団接種の対象としておりますけれども、市内在住者につきましては、これにプラスして本市の集団接種の優先の対象としていただけるということになりました。

下段は、参考に横浜市の新たな優先接種の概要を記しております。対象者でございますが、次の施設・学校等において、「乳幼児」「児童」「生徒」と日常的に直接接する業務に従事する者として、保育・教育施設のほか、学校等が対象となっております。

ワクチン数でございますが、4万6,000人分を確保と聞いてございます。

3番目の接種期間等でございますが、1回目は8月2日から、2回目は8月23日からと、こちらの資料に記載してございますが、できる限り夏休み期間中に接種を進めたいということで調整をしまして、日程を前倒し、1回目の接種は7月27日から、2回目は8月17日からという予定となっております。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

どうもありがとうございました。子どもたちに直接関わる方々が接種を受けられる状況ができたということ、本当に教育委員会の努力も様々あったと思います。どうもありがとうございます。

ワクチンを接種するにあたって、お体の具合で接種することができない方や、お考えによってという様々な方がいらっしゃると思うのです。学校現場を見たときに、保護者も子どもたちも、自分の先生はどうなのかなとか、そういったことが不安になっていくと思うのですが、様々な状況の人たちがいるんだということ、人権的な配慮というものを各学校がこれから努力されていくのだろうということが見えてくるのですが、それに関して、何か教育委員会としても発信等、ございますでしょうか。

大木教職員労務課長

学校長宛てに通知する際に、通知の中に、人権上の配慮として、教職員の接種する一覧を共有しないであるとか、接種される方は個別に確認していただくなど、そういったことを通知の際に記しておりますので、学校長がそういった趣旨を踏まえて対応していただいているものと考えてございます。

大塚委員

ありがとうございます。やはり、誰もが安心してというところで、先ほども少しマスクの話をしてしまいましたが、安心してマスクを外せる、マスクを着用できる、それが自分の思いでできる環境や、ワクチンに関しても接種したとか、しないとかということも含めて、安心して勤務ができるということがすごく重要になってくると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

鯉淵教育長

ほかによろしいでしょうか。

四王天委員

このワクチン接種というのは、やはり世の中の状況を見ながら、どういう人たちが先に接種されるべきかなど、いろいろな角度から見て決めなければいけない

難しい問題があるかなと思うのですが、私が1点だけ、そこを評価したいのは、これを夏休み期間中に実施できるということです。少なからず人によって副反応の出方が異なります。これが一斉に副反応が出てしまったら、学校の機能が停止してしまう可能性もあるなというところがある中で、結構、タイムリーな判断で夏休み期間中に実施するということに対しては、非常に良いものであると評価したいと思います。

鯉淵教育長

一応、サービスの取扱いの説明もしておいていただけますか。

大木教職員労務課長

ワクチンを接種する場合のサービスなのですが、職務専念義務免除として、接種の時間を勤務から除いて行っていただけるような形にしております。

四王天委員

分かりました。そういう配慮をありがとうございます。ただ、それによって、やはり授業ができなくなるという生徒への影響が最小限にこれは抑えられるなという点で良いと思った次第です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかに御意見等がなければ、次に、議事日程に従い請願等審査に移ります。

6月18日付で受け付け、各委員に配布しております受付番号10について審査を行います。事務局から説明いたします。

石川学校教育企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。

受理番号10の要望書につきまして、考え方を所管課長から御説明申し上げます。

鍋山高校教育課長

高校教育課長の鍋山でございます。受理番号10の要望書について御説明申し上げます。

要望者は、かながわ歴史教育を考える市民の会です。要望項目は、高等学校教科書の採択にあたっては、従来どおり既定の教科書採択方針にのっとり公正に行うこと。また、教科指導の専門家で、生徒の実態をよく知る現場の教員たちの調査・研究に基づく選定を妨げるような、いかなる指導や助言も発出しないこと。

考え方でございます。市立高等学校で使用する教科書は、横浜が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、各学校長から提出された教科用図書意見報告書を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において、適正・公正に採択を行っております。説明は以上でございます。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

特になければ、受理番号10につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方に沿って回答させていただきます。

次に、6月22日付で受け付け、各委員に配布しております受理番号11について審査を行います。事務局から御説明いたします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。受理番号11の要望書につきまして、考え方を所管課より御説明申し上げます。

根岸小中学校  
企画課長

小中学校企画課長の根岸です。受理番号11番の要望書について御説明いたします。

要望者は、横浜市教科書採択連絡会です。要望項目は六つございます。

1 令和2年度の教科書取扱審議会答申を尊重してください。

2 採択の審議にあたって、教科書名を言って発言をしてください。

3 採決にあたって、無記名投票で決めるのではなく、挙手または記名投票で採決してください。

4 万が一、推薦する教科書が2社同数の場合は、再度十分な審議をし、必要であれば採択をし直すこととし、即時教育長専決をしないでください。

5 教科書採択の会議は、希望する全ての傍聴者が入場できる大会場で開催してください。

6 教科書採択日の日程を早めに公表してください。

考え方について説明いたします。

要望項目1について、市立学校で使用する教科書は、横浜市が目指す子どもの姿を実現するために、文部科学大臣の検定を経た教科書の中から、関係法令や横浜市教科書採択の基本方針等に基づいて採択しています。また、各教科の専門的知識を有し、教育現場を熟知している現職の教員である教科書調査員による調査研究の結果と、子どもの学習実態を踏まえた横浜市教科書取扱審議会の答申を尊重しつつ、横浜市教育委員会の判断と責任において、適正、公正に採択を行っております。令和3年度は、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため、それも含め、採択手続きを行います。

要望項目2についてです。これまでの教科書採択においても、議論の中で各委員が教科書を採択する上で大事にしている観点や考え方を発言しておりますが、引き続き、市民の皆さまに分かりやすい議論となるよう工夫してまいります。

要望項目3についてです。教育委員会会議の採決の方法は、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしております。教科書採択についても、公正な採択が確保できるよう、採決の方法をその都度、教育委員会で決定しております。

要望項目4についてです。教育委員会会議の採決が可否同数の場合の決定については、横浜市教育委員会会議規則に基づき、教育長が当日の審議を踏まえて決定いたします。

なお、要望項目5、6につきましては、教育長委任又は専決で回答いたします。説明は以上です。

鯉淵教育長

事務局からの説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。特に御意見等がなければ、受理番号11につきましては、事務局の考え方に沿った回答でよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた

考え方に沿って回答させていただきます。  
以上で請願等審査を終了いたします。  
次に、議事日程に従い、教委第17号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」所管課から御説明いたします。

石川学校教育  
企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。教委第17号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」所管課から説明させていただきます。

野口教育課程  
推進室首席指  
導主事

教育課程推進室緑園義務教育学校開設準備担当首席指導主事の野口でございます。よろしくお願いいたします。

「横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について」御説明いたします。

2ページ、提案理由でございます。令和4年4月1日に設置される横浜市立緑園義務教育学校の通称を定めるため、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部改正を提案するものでございます。

改正の内容につきましては、最後のページの資料を御覧ください。

「1 改正概要」ですが、当規則の第19条の2に義務教育学校の通称を定める規定がございまして、この表に横浜市立緑園義務教育学校の通称として「横浜市立義務教育学校緑園学園」を追加いたします。

なお、既存の義務教育学校2校につきましても、通称のそれぞれを規定してございます。

「2 通称」についてですが、通称は、児童生徒・保護者・地域にとって親しみやすく呼びやすい名称として定めます。「緑園学園」という通称は、公募を行い選出されたものでございます。資料にありますとおり、横浜市学校規模適正化等検討委員会より学校名案として答申されたものでございます。

「3 規則等に係る意見公募」ですが、本件につきまして、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱の規定に基づき意見公募を行いましたが、規則改正案に対する御意見はございませんでした。

「4 規則改正のスケジュール」につきましては、本件が認められた場合、8月25日に公布、来年4月1日に施行の予定でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

鯉淵教育長

所管課から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

大塚委員

いろいろ長い年月をかけての御準備、本当にありがとうございます。開校準備部会が平成28年から始まって、会議録が掲示をされていて読ませていただきました。本当に委員の地域の皆さま方とか、学校を愛する方々、本当にどういう学校ができるのかな、それから、どのような素晴らしい学校になるのかなと期待を持って会議に参加されているという姿勢がすごくありがたく感じました。

その中で、様々な課題があるのですが、一つ、通学路の安全のことについてのお話が載っていました。

今年の3月に中田さちが丘線でしたか、大きな道路が開通したという辺りで、交差点のことや、そういった部分が一体どうなるか、交通量のことが心配だという話が平成29年辺りに出ていて、実質、道路が開通しない限り分からないというところで、恐らくこれからその道路についての交通量や、子どもの安全性などの審議が始まるのではないかなと思います。

意見として、引き続き、本当に地元の皆さま方の御意見、特に、通学路は本当

	に地元と学校でつくっていくものだと思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。
鯉淵教育長	何か通学路のことで進捗というか、変化があれば説明してください。
野口教育課程推進室首席指導主事	現在、スクールゾーン協議会におきまして、既に検討してございまして、地域の方々からいろいろな要望等もいただいております。今後、更に検討を進めまして、そのスクールゾーン協議会におきまして決定していく予定でございまして。
大塚委員	ありがとうございます。子どもたちの安全と、本当に命を守るという通学路になりますので、よろしくお願ひいたします。
鯉淵教育長	ほかにいかがでしょうか。 特になければ、教委第17号議案については、原案のとおり承認いただいでよろしいですか。
各委員	<了 承>
鯉淵教育長	それでは、原案のとおり承認させていただきます。 以上で本日の審議は終了しました。 事務局から報告をお願いします。
大塚総務課長	まず、要望書についてです。7月15日に1団体から、教育委員会会議の無記名投票、採決についての要望書が提出をされました。また、7月16日に1団体から、子どものマスク着用に関する要望書が提出をされました。また、7月20日に1団体から、中学校歴史教科書記述内容と採択についての要望書が提出をされました。 これらの要望書につきましては、事務局で対応を調整の上、教育委員会で審議が必要な場合は、次回以降にお諮りしたいと思います。委員の皆さまには、内容の御確認をよろしくお願ひいたします。 続きまして、今後の会議日程ですが、次回の教育委員会定例会は、8月4日水曜日の午後2時から開催する予定です。既に御案内してありますとおり、教科書採択につきましては、この日を予定しております。 また、7月1日木曜日より、会議の傍聴を希望する方を対象とした事前抽選の申し込みを受け付けておりましたが、7月12日月曜日をもちまして受付を終了いたしました。当選、落選にかかわらず抽選結果を7月27日火曜日までに郵送にて発送いたします。 なお、会場に入れなかった傍聴希望者の皆様につきましては、インターネット配信によって審議の様子を御覧いただけるよう予定しております。詳細につきましては、順次郵送する抽選結果や、教育委員会のホームページで御案内いたしますので御確認ください。インターネット配信は、事前抽選を申し込みなかった方も御覧いただけます。 最後に、次回の教育委員会臨時会は8月23日月曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上でございまして。
鯉淵教育長	皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、8月4日水曜日の午後2時から開催する予定です。教科書採択につきましては、この日を予定してお

ります。事前抽選の受付は7月12日月曜日をもって終了いたしました。抽選結果は、当選、落選にかかわらず7月27日火曜日までに郵送にて発送いたします。

なお、昨年度と同様に、今年度もより多くの方に安全・安心を確保しながら審議の様子を御覧いただくために、インターネット配信によって審議の様子を御覧いただけるよう予定しております。

また、教育委員会臨時会は、8月23日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

以上をもちまして、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

傍聴・報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。なお、教育委員の皆様は連絡事項がございますので、このままお待ちください。

[閉会時刻：午前10時48分]